

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案新旧対照条文

○ 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（予算の形式及び内容） 第五条（略） 2（略） 3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、収入保険料（住宅金融公庫の場合に限る。）、出資に対する配当金（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、及び債務保証料（沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、社債の利子（中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、貸付手数料及び支払方法変更手数料（住宅金融公庫の場合に限る。）並びに附属雑収入とし、支出は、借入金（国民生活金融公庫にあつては国民生活債券、公営企業金融公庫にあつては公営企業債券、住宅金融公庫にあつては住宅金融公庫債券及び住宅金融公庫財形住宅債券、中小企業金融公庫にあつては中小企業債券、沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券、農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券を含む。）の利子、寄託金（沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、の利子、住宅金融公庫住宅宅地債券又は沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の利子（割引の方法をもつて発行する債券にあつては、償還金額と発行価額との差額に相当する金額の償還金）、支払保険金（住宅金融公庫の場合に限る。）、債務保証に係る弁済金（沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、事務取扱	（予算の形式及び内容） 第五条（略） 2（略） 3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、収入保険料（住宅金融公庫の場合に限る。）、出資に対する配当金及び債務保証料（沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、社債の利子（中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、貸付手数料及び支払方法変更手数料（住宅金融公庫の場合に限る。）、並びに附属雑収入とし、支出は、借入金（国民生活金融公庫にあつては国民生活債券、公営企業金融公庫にあつては公営企業債券、住宅金融公庫にあつては住宅金融公庫債券及び住宅金融公庫財形住宅債券、中小企業金融公庫にあつては中小企業債券、沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券、農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券を含む。）の利子、寄託金（沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、の利子、住宅金融公庫住宅宅地債券又は沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の利子（割引の方法をもつて発行する債券にあつては、償還金額と発行価額との差額に相当する金額の償還金）、支払保険金（住宅金融公庫の場合に限る。）、債務保証に係る弁済金（沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。

費、業務委託費及び附属諸費とする。
4・5 (略)

4・5 (略)